（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分、前払式証票発行者の発行保証金に係る配当表、待矢場両堰土地改良区役員の退任及び就任、渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任、埼玉北部土地改良区連合役員の退任、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他


本号で公布された法令のあらまし　二
政令　三
警察法施行令の一部を改正する政令　二九


## 本号で公布された法令のあらまし

◇**地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令**（政令第三〇号）（総務省）

1　船員である地方公務員に係る遺族補償年金の特例加算分を廃止することとした。（第九条第一項関係）

2　船員である地方公務員に係る行方不明補償と遺族補償の併給調整規定を廃止することとした。（第九条第二項関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**警察法施行令の一部を改正する政令**（政令第三一号）（警察庁）

1　複数の指定市を包括する道府県の警察法第三九条第一項ただし書に規定する委員の任命の方法を定めることとした。（第三条の三関係）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**保健師助産師看護師法施行令及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三二号）（厚生労働省）

1　保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二一年法律第七八号）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

# 政　令

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

## 政令第三十号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附則第一条の三の前の見出し及び同条を削り、附則第一条の四を附則第一条の三とし、同条の前に見出しとして「（船員等に係る障害補償年金等の特例）」を付する。

附則第一条の五中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を附則第一条の四とする。

附則第一条の六中「附則第一条の四各号」を「附則第一条の三各号」に改め、同条を附則第一条の五とし、附則第一条の七を附則第一条の六とする。

附則第二条の三中「第十一条」を「第十条」に改める。

### 附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の死亡若しくは通勤による死亡又は公務上の行方不明及び同日前にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関する船員に係る遺族補償年金の支給については、なお従前の例による。

総務大臣　原口一博

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

## 政令第三十一号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「規定する委員」の下に「（次項及び次条において「特定委員」という。）」を加え、同条第二項中「法第三十九条第一項ただし書に規定する委員」を「特定委員」に、「各委員」を「各特定委員」に改める。

第三条の三を次のように改める。

（複数の指定市を包括する道府県の特定委員の任命の方法）

**第三条の三**　二の指定市を包括する道府県における特定委員の任命については、それぞれ異なる指定市の市長が法第三十九条第一項ただし書の規定により推薦した者について行うものとする。

2　三以上の指定市を包括する道府県における特定委員の任命については、次の各号に掲げる区分に従いそれぞれ当該各号に定める指定市の市長が法第三十九条第一項ただし書の規定により推薦した者について行うものとする。この場合において、当該指定市が複数あるときの同項ただし書の規定による推薦は、当該道府県の知事がこれらの指定市の市長と協議して定めた指定市の市長が行うものとする。

一　当該道府県の指定市のうちにその推薦に係る特定委員が任命されたことがない指定市がある場合　当該指定市

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該道府県の指定市のうちその直近の推薦に係る特定委員がその任期を満了し又は欠けることとなつた日が最も古い指定市